

危機管理マニュアル



津市立北立誠小学校

目 次

1	危機管理基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	事故発生時の連絡体制・・・・・・・・・・・・	4
3	問題行動への対応・・・・・・・・・・・・・・	5
4	学校事故（授業中）等の対応マニュアル・・・・・・・・	7
5	気象に関する警報・注意報発表時の対応・・・・・・・・	9
6	南海トラフ地震に関連する情報等の対応・・・・・・・・	11
7	防災対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
8	防犯（不審者）対応・・・・・・・・・・・・・・	19
9	学校事故（食中毒）対応・・・・・・・・・・・・	26
10	学校事故（水泳指導中）の対応・・・・・・・・・・・・	28
11	差別事象等への対応・・・・・・・・・・・・・・	31
12	食物アレルギーへの緊急対応・・・・・・・・・・・・	33
13	ネット上のいじめ対応・・・・・・・・・・・・・・	34
14	弾道ミサイル飛来に伴う対応・・・・・・・・・・・・	35
15	個人情報管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

北立誠小学校危機管理マニュアル

令和8年7月31日

1 危機管理基本方針

1 目標

学校事故、自然災害、児童や教職員に関わる事件等、学校教育に関連して生じうるあらゆる事件や事故、災害に対して、児童の生命の安全確保を第一とし、学校の全組織をあげて、それらを未然に防止したり、被害を最小限に食い止めたり、再発を防止することを目的とする。

2 目的

- (1) 子どもと教職員の生命と安全を守る。
- (2) 学校の正常な教育活動を確保する。
- (3) 子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を築く。
- (4) 学校に対する社会的な信用や信頼を守る。
- (5) 危機の教訓を体験学習として積極的に生かしていく。

3 危機管理の基本原則

(1) 未然防止

- ① 学校で生じうる事件や事故の防止、回避とその被害を最小限に食い止めるための措置について、全教職員が研修し共通理解を図る。
- ② 日頃より、報告・連絡・相談を心がけ、学校組織の連携を強化させるとともに、研修会等を通して、教職員一人一人の危機管理に対する意識を向上させる。特に、事故発生時における管理職への情報共有は迅速に行われるよう、校内の連絡体制を見直す。
- ③ 平素から保護者、地域の人々、関係諸団体との連携を深める。
- ④ 定期的に安全点検、防災訓練等を実施し、安全教育に努める。

(2) 事前措置

- ① 迅速に対応してもらえる医療機関を確保し、そこへの移送方法を予め決めておく。
- ② 日頃より事故発生時の緊急連絡網、児童の緊急連絡先等を準備しておく。
- ③ 事故発生時に適切な応急手当や救急体制がとれるようにしておく。
- ④ 救命講習等を含めた救急法の校内研修を実施する。

(3) 危機が発生した時の対応と方法

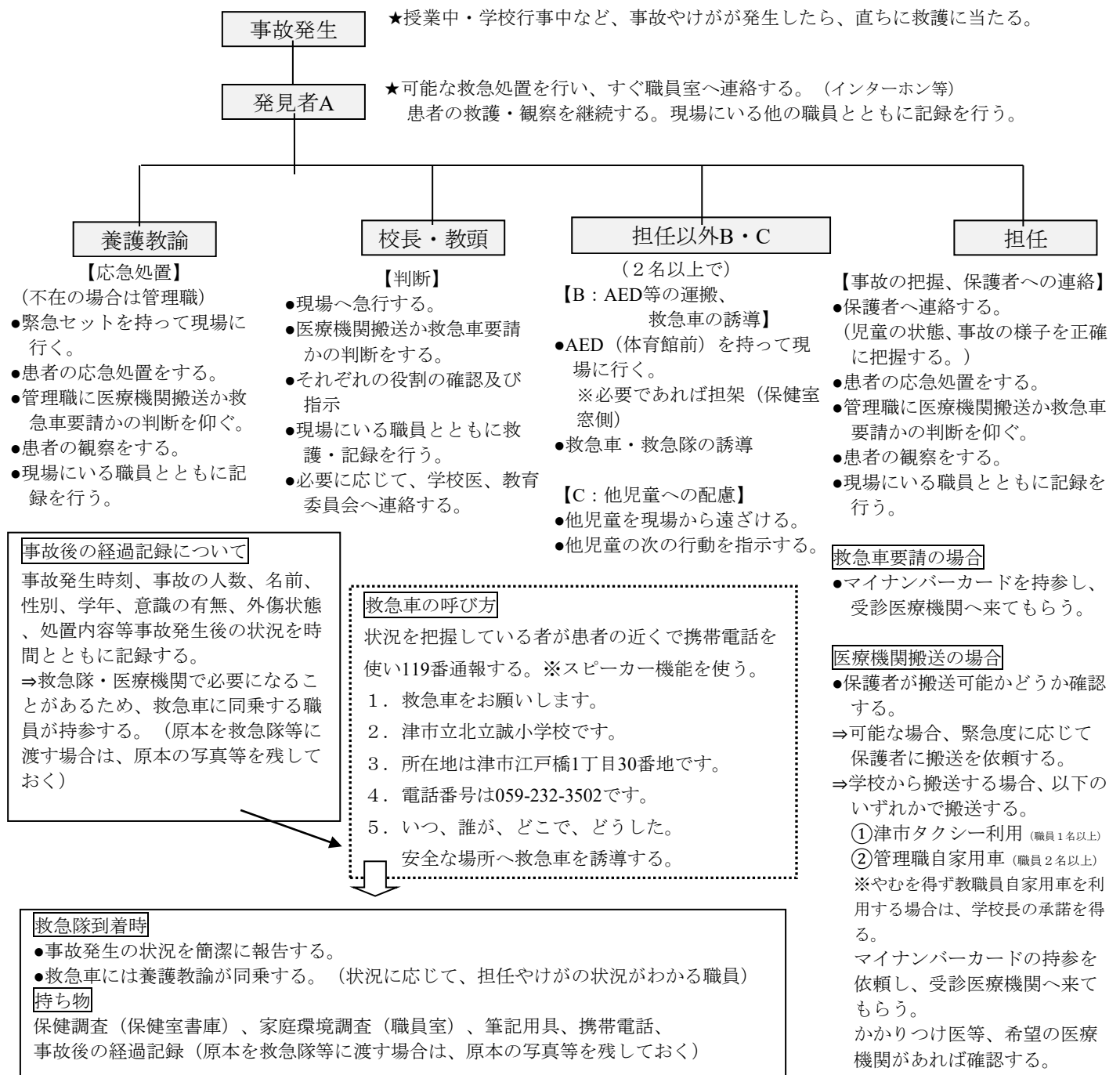
- ① 正確な状況把握を行い救急処置等を施し、情報収集をする。
- ② 学校長を中心に学校として取るべき行動の方針や計画を立てる。
- ③ 方針や計画にそって、全教職員、当該児童とその保護者、他の児童とその保護者、地域住民、関係機関等の置かれている状況を把握し、組織的に対処する。
- ④ 外部（マスコミ等）への対応は、学校長（校内の責任者）等~~に~~一本化し、情報が混乱しないようにする。また、該当児童等のプライバシー等に十分配慮する。
- ⑤ 保護者への連絡は出来る限り速やかに、事実を正確に伝え、誠意をもって対応する。

(4) 危機発生後の対応と再発防止

- ① 事故発生からの対応を記録しておく。
- ② 全教職員で事故の原因やその対応について分析し、事故再発の防止に努める。
- ③ 事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善の措置をとる。
- ④ 事故の程度によっては、校内の緊急対策委員会を編成し、傷病者や保護者に誠意をもって対処する。

2

事故発生時の連絡体制



★救急車の要請目安★

- ・意識消失（反応がはっきりしない） ・心停止 ・呼吸停止または呼吸困難
 - ・ショック症状 ・けいれんが持続 ・緊急性の高いアレルギー症状
 - ・激痛が持続 ・多量の出血 ・大きな開放創 ・広範囲のやけど
 - ・骨の変形・開放性骨折 ・頭部打撲等
- *頭部の打撲及び出血があった場合など必要と判断したら、躊躇せず救急車を要請する***

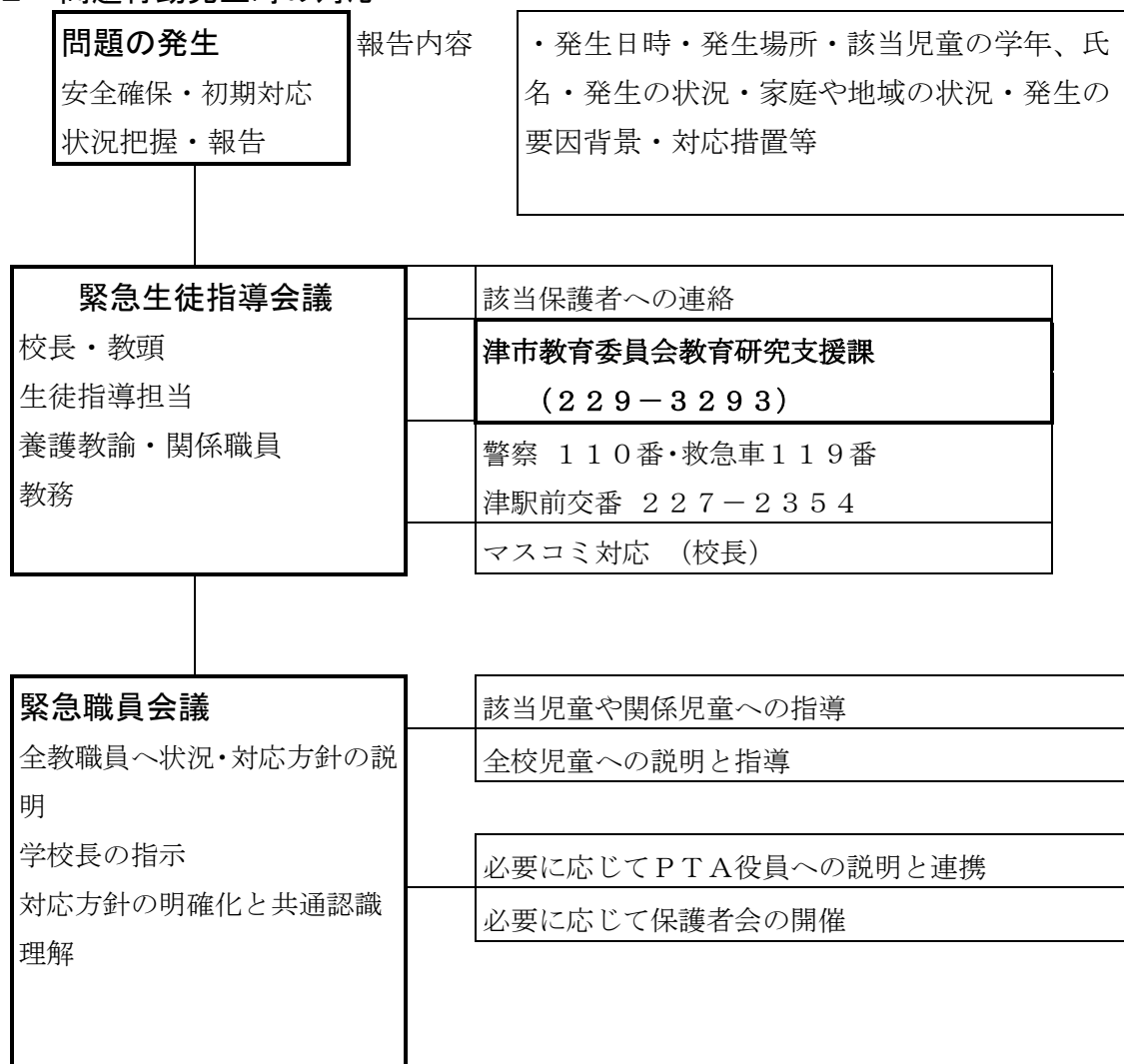
1. 生命維持最優先（救命処置）
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 迅速正確な連絡、報告

3 問題行動への対応

1 未然防止

- 子どもの実態を把握し、職員会議や研修会で情報交換をする。
- 家庭や児童から相談を受けた場合、学校長に連絡し、関係職員で相談体制をとる。
- 養護教諭、教育研究支援課、こども家庭センター、児童相談所、警察等との連携を図る。
- 豊かな人間性や社会性を育てる心の教育の充実に努める。
- 豊かな感性を育てる道德教育の充実に努める。
- 体験活動、ふれあい活動を充実する。
- 生命や人間尊重を基盤とした人権教育を充実する。
- 児童会活動や委員会活動等、児童の自主活動を充実する。
- 学級懇談会、各学年PTA学級等での情報交換や、学級・学年・学校だより等で保護者へ子どもの様子を伝える。

2 問題行動発生時の対応



3 再発防止

- 全教職員で問題行動の発生の原因やその対応について分析し、今後の取り組みの方向性や方針を明確にして再発防止に努める。
- 校内の教育相談体制を充実し、児童が安心して相談できるようにする。また、問題行動を起こした児童の心のケア等の指導に努める。
- 生徒指導に関する学校の指導体制の整備と対応のあり方について見直し、適切な指導体制等を確立する。
- 個々の児童の実態を把握するために、家庭、地域社会及び関係機関等との連携をより一層密にし、問題行動再発の防止に努める。

4 問題行動とは

- | | | | |
|---------|----------|----------|-------------|
| ○不登校 | ○家出、無断外泊 | ○自殺企図 | ○喫煙、飲酒 |
| ○不純異性交遊 | ○窃盗、万引き | ○恐喝、金銭強要 | ○器物破損 |
| ○暴力行為 | ○薬物乱用 | ○いじめ | ○授業妨害（学級崩壊） |
| ○火災（放火） | ○暴力行為 | ○性的被害・虐待 | 等 |

4 学校事故（授業中）等の対応マニュアル

1 未然防止

◇ 施設・設備について

- (1) 点検を適切かつ計画的に実施し、必要に応じて修繕する。
- (2) 安全指導担当者を中心に、毎月定期点検日を定め校舎内外の点検を行う。点検後は点検表を管理職に提出して、修繕の必要な箇所について報告し、速やかに修繕をする。
- (3) 雨天時等廊下で滑りやすい箇所については、放送で注意を呼びかけたり、雑巾等をおいたりして安全確保に努める。

◇ 交通安全について

- (1) 全校集会や学級指導等、学校教育全般にわたって、組織的な安全教育の充実を図る。
- (2) 保護者と共に行う登校指導や下校指導を通して、交通安全意識の高揚を喚起する。
- (3) 通学路の点検を実施するとともに、危険箇所を把握し、児童に安全マップを作成させるなど安全指導を徹底する。また、保護者や関係機関との連携を図り、組織的、計画的、継続的な安全指導や安全対策に努める。

◇ 体育等の授業について

- (1) 児童に自己の体調管理や体調が悪くなった時の対処の仕方を指導する。
- (2) 安全面を十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適正や興味・関心に応じた指導に努める。
- (3) 使用する施設・器具については日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し事故防止に努める。

◇ 理科等の授業について

- (1) 安全性が高く、確実で効果的な実験や観察の方法を選ぶ。
- (2) 予備実験等を行うなどして観察や実験の安全性をより確かなものにする。
- (3) 児童に実験の基本操作や道具・器具の正しい取り扱い方を指導する。
- (4) 理科室・図工室・家庭科室やその準備室等の整理・整頓を徹底し、器具や道具の点検整備に日頃から心がける。
- (5) 薬品台帳を整備し、薬品管理を徹底する。

2 事故発生時（授業等）の対応

事故発生 安全確保・初期対応状況把握・報告 二次被害の防止	状況把握 報告内容	①事故直後は騒然となることが予想されるので、安全を確保し、状況を把握し、他の児童を落ち着かせる。 ・発生日時・発生場所・該当児童の学年、氏名 ・発生の状況、対応措置等
校長・教頭 養護教諭・関係職員 事故後の対応 該当児童や関係児童への指導		該当保護者への連絡 津市教育委員会教育研究支援課 (229-3293) 緊急医療行為が必要な場合 119番 警察 110番 梅本学校医 222-2332 マスコミ対応 (校長)
緊急職員会議 全教職員へ状況説明 学校長の指示 対応方針の説明と共通理解		全校児童への説明と指導 必要に応じPTA役員への説明と連携 必要に応じ保護者会の開催 ・初期対応の後、保護者に速やかに連絡をとり、状況説明と共に希望する病院等保護者の意向を聞く。 ・事後に保護者に詳しい事故発生の状況や日本スポーツ振興センターの手続き等について誠意をもって説明する。 ・状況によっては、その日のうちに家庭訪問等をして保護者の理解を求める。

◇関係医療機関

校医等 【内科】 うめもとこどもクリニック 222-2332 【歯科】 みのうら歯科医院 228-4453 【耳鼻科】 川口耳鼻咽喉科 239-0200 【薬剤師】 なつめ薬局 080-4845-2020	緊急時 【総合病院】 永井病院 228-5181 吉田クリニック 232-3001 【整形外科】 さの整形外科クリニック 228-9100 津北整形外科 22362588-
--	---

3 事故後の対応と再発防止

- 事故発生からの対応について時間を追って記録しておく。
- 全教職員で事故発生の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導の徹底を図り事故の再発防止に努める。
- 施設や遊具での事故の場合は、その施設等の点検を行い、遊具・道具の使い方の指導を徹底する。
- 事故発生の場合の学校の事故防止対策と安全点検、対応のあり方について見直し、適切な安全体制等を確立する。
- 事故の程度によって、校長を含めて、校内の緊急対策班を組織編成し、傷病者や保護者に対して誠意をもって対処する。
- 事故等を目撃した児童がショックを受けている場合は、学校で個人面接を行うなどの配慮が必要である。また、関係機関とも十分連携をとって心のケアに努める。

5 気象に関する警報・注意報発表時の対応

〈1〉暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴うレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報が発表された場合
気象に関する特別警報（レベル4大雨・レベル4氾濫・レベル4および5高潮・レベル4および5土砂災害）が発表された場合
《参考:職員第2配備（警戒体制）》

【在校時】（早めの登校や下校後等で一部の児童が在校の場合も同じ対応をする。）

原則として授業等を打ち切り、教職員の指導のもと児童の安全を確保するとともに、保護者に連絡し下校に向けた措置を講じる。

- 1 児童を安全な場所で待機させるとともに、下校に向け校区周辺の風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集し点検する。
 - * 各教育事務所、PTA、自治会等と連携し、地域の道路、橋梁、浸水の状況等の情報を収集する。
- 2 安全に帰宅することが困難と認められる場合（児童）は、引き続き学校において保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとりながら適切な措置を講じる。
- 3 通学路の安全が確認され、児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に児童の下校等の措置を状況により判断する。
 - (ア) 通常の下校をさせる。
 - (イ) 教職員の引率による集団下校を実施する。
 - (ウ) 保護者による出迎えや通学路等での教職員との途中リレー、地域等から協力を得た見守り等で下校させる。
 - (エ) 帰宅しても保護する者が不在となる児童については、保護者から依頼を受けた最寄りの知人等の大人に保護を依頼したり、保護者の出迎えのあるまで学校で保護したりする等の措置を講じる。

【始業前】

警報発表の継続中は、児童は登校させない。

- ① 午前6時の時点で対象となる警報が発表されている場合は、休校とする。
 - * 保護する家族等が不在となる児童については、最寄りの知人等の大人にあらかじめ保護を依頼する等、平素から保護者に依頼しておく。

【登下校時】

在校時と同様に、児童の安全を確保するとともに、保護者に連絡し下校に向けた措置を講じる。

- (ア) 校内にいる児童を安全な場所で待機させるとともに、下校に向け校区周辺の風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集し点検する。
- (イ) 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童に対し、帰宅させる、登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保のための措置を講じる。
 - * 児童の登校時にあつては、職員が出勤次第、校区巡視を行う。
 - * あらかじめ学校において具体的な場面を想定し、十分に事前協議および指導をしておく。
 - * 平素から家庭や関係諸機関に情報の提供、協力、支援について依頼しておく。

【各学校や地域の状況に応じた措置】

学校のおかれている諸条件や地域の状況により、前記によることが学校運営上、著しく適当でない場合は、校長の判断のもと保護者と緊密な連絡をとりながら、その都度適切な措置を講じる。

- * 中学校区での連携を密にするとともに、津市教育委員会へ協議、報告を行う。

〈2〉レベル3大雨、レベル3氾濫、レベル3高潮、レベル3土砂災害、強風、雷の各警報または大雨、洪水、強風等の各注意報が発表された場合

《参考：警報発表時・・・職員第2配備（警戒体制）》

【各学校や地域の状況に応じた措置（在校時・始業前・登下校時）】

各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と緊密な連絡をとりながら、その都度適切な措置を講じる。

- * 近年、短時間での大量の降雨や一部地域に集中した豪雨等の異常気象が数多く発生していることに留意する。
- * 中学校区での連携を密にするとともに、津市教育委員会へ協議、報告を行う。

〈3〉その他

① 情報の収集について

警報、注意報発表中は、防災行政無線、津气象台・気象庁のホームページ、津市防災ホームページ（防災ポータルサイト）等で情報収集、状況把握を行い、児童の安全確保を最優先した対応を行う。

② 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- * 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しないものとする。
- * 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続する。

6 南海トラフ地震に関連する情報等の対応

〈1〉津市内において震度5強以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合
（対象地域のある学校）
《参考：職員第3配備（非常体制）または職員第2配備（警戒体

【在校時】（早めの登校や下校後等で一部の児童が在校の場合も同じ対応をする。）

授業等を打ち切り、教職員の指導のもと児童の安全を確保するとともに、保護者に連絡し下校に向けた措置を講じる。

- ① 児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護する。
- ② 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童を保護する。
 - * 保護者等による出迎えの体制、連絡方法を確立させておくとともに、通信手段が不通となることが予想されるため、学校がとる対応、避難計画にある避難場所等についてあらかじめ保護者に周知しておく。
- ③ 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、設定した避難場所に避難する。出迎えがあるまで、避難場所で児童を保護する。
 - * 避難勧告・避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難することを促す。

【始業前】

休校とする。

- ① 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとする。
 - * 保護する家族等が不在となる場合を想定し、児童が自ら適切な避難行動をとれるようにする、最寄りの知人等の大人にあらかじめ保護を依頼する等、平素から保護者に依頼しておく。
 - * 学校から保護者への連絡は、各学校の緊急時連絡方法、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル（171）等を使用する。

【登下校時】

在校時と同様に、児童の安全を確保するとともに、保護者に連絡し下校に向けた措置を講じる。

- ① 校内にいる児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護する。以降は、津波避難も含め、在校時と同じ対応で児童を保護する。
- ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童に対し、帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導をする等、安全確保のための措置を講じる。
 - * 自宅に家族が不在の場合は、児童を学校等に避難誘導する。
 - * 児童の登校時にあつては、職員が出勤次第、校区巡視を行う。
- ③ 児童には、登下校中の安全な避難について日頃から指導しておく。
 - * 保護者へ、児童と通学途中の避難場所について話し合うよう依頼しておく。

【校外活動時】

- ① 行き先が強化地域内（東海地震予知情報または注意情報）の場合または宿泊を伴う活動の場合は、児童の安全を確保するとともに、現地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、状況を速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
 - * 東海地震に係る地震防災対策強化地域・・・伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町（三重県）、名古屋市、豊田市、豊橋市ほか（愛知県）、静岡県全域、富士吉田市、山中湖村、富士河口湖村ほか（山梨県）

- * 津波のおそれがある場合は、付近の高台等のできるだけ高い場所に迅速に避難する。
 - * 震度、津波警報等の情報について、速やかに情報収集する。
 - * 負傷者がある場合は、応急救護にあたるとともに、必要に応じて医療機関に搬送する。
 - * 救助が必要な場合は、消防署、消防団等に救助を依頼する。
- ② 宿泊を伴わない校外活動で行き先が強化地域外の場合は、児童の安全を確保し、現地の官公署等で情報を得るとともに、状況を速やかに学校に連絡する。原則として即時帰校することとし、帰校後の児童の措置は、在校時と同様とする。ただし、帰校することが危険と判断される場合は、近くの避難所・学校等の安全な場所に避難し、状況を速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告する。

〈２〉津市内で震度５弱の地震が発生した場合 《参考：職員第２配備（警戒体制）》

【在校時】（早めの登校や下校後、休日の部活動等で一部の児童が在校の場合も同じ対応をする。）

児童の安全確保および被害状況の把握・学校施設の安全点検を行い、授業の継続または打ち切りについて判断し、保護者に連絡をする。

- ① 児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護する。
- ② 児童を下校させる場合は、通学路の安全点検を行うとともに、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、教職員引率による集団下校、保護者等の出迎えによる下校等の措置を状況により判断する。
 - * 停電等の地域の状況や家族の在宅状況等から、保護者への引き渡しが必要となる場合があることに留意する。

【始業前】

当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとする。

- ① 被害状況の把握、学校施設・通学路等の安全点検を行い、授業実施について検討する。

【登下校時】

在校時と同様に、児童の安全を確保するとともに、授業実施または休校について判断し、保護者に連絡をする。

- ① 校内にいる児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護する。
- ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童に対し、帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導をする等、安全確保のための措置を講じる。
 - * 自宅に家族が不在の場合は、児童を学校等に避難誘導し保護する。
 - * 児童の登校時にあつては、職員が出勤次第、校区巡視を行う。
- ③ 児童の安全確認および被害状況の把握、学校施設・通学路等の安全点検を行い、授業の実施または休校および下校について保護者に連絡をする。登校前の児童は、学校から連絡があるまで登校見合わせとする。

〈３〉津市内で震度４の地震が発生した場合《参考：職員第１配備（準備体制）》

【在校時】 【始業前】 【登下校時】

通常どおりの授業実施、登下校とする。（学校施設、通学路等の安全点検を行う。）

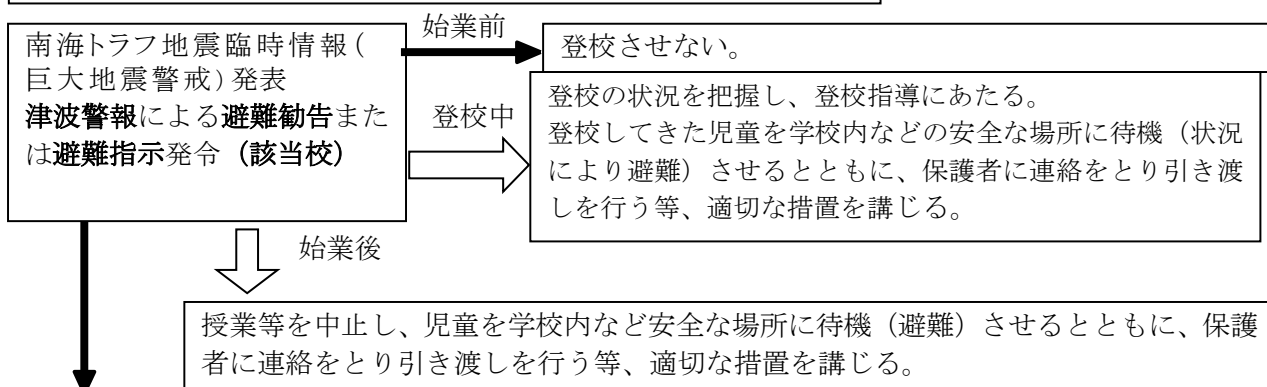
- * 被害の状況等によっては、〈１〉および〈２〉に準じて適切な措置を講じる。
- * 登下校の安全確保が困難である場合は、登校を見合わせる。

※警報・注意報発表時の対応

	始業前に発表（発令）された場合			始業後に発表（発令された場合）		
	暴風警報、台風に伴うレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	津波警報による避難勧告・避難指示 【校区に避難対象地域がある学校】	暴風警報、台風に伴うレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	津波警報による避難勧告・避難指示
始業前	休校	休校	休校			
始業				・安全な場所（学校内）で待機 ・下校に向け、通学路を点検 ・保護者へ連絡 (1)引率して集団下校 (2)保護者等の出迎え、引き渡しまで学校で保護	・安全な場所（学校内）で待機・保護者へ連絡 ・保護者等の出迎え、引き渡しまで学校で保護	・津波避難計画(別紙)に基づき避難場所へ避難 ・保護者へ連絡(連絡方法は事前周知)

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表及び大地震発生に伴う対応フロー

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う対応



勤務時間内の場合、速やかに職員会議を開催し、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。その後の緊急事態に備えて綿密な地震対策を立てるとともに、津市教育委員会とも連絡をとりつつ適切な措置を講じる。

学校施設が避難所になっている場合、避難者の受け入れ準備を行う。

【風水害時、地震災害時の配備体制】（勤務時間外の場合）

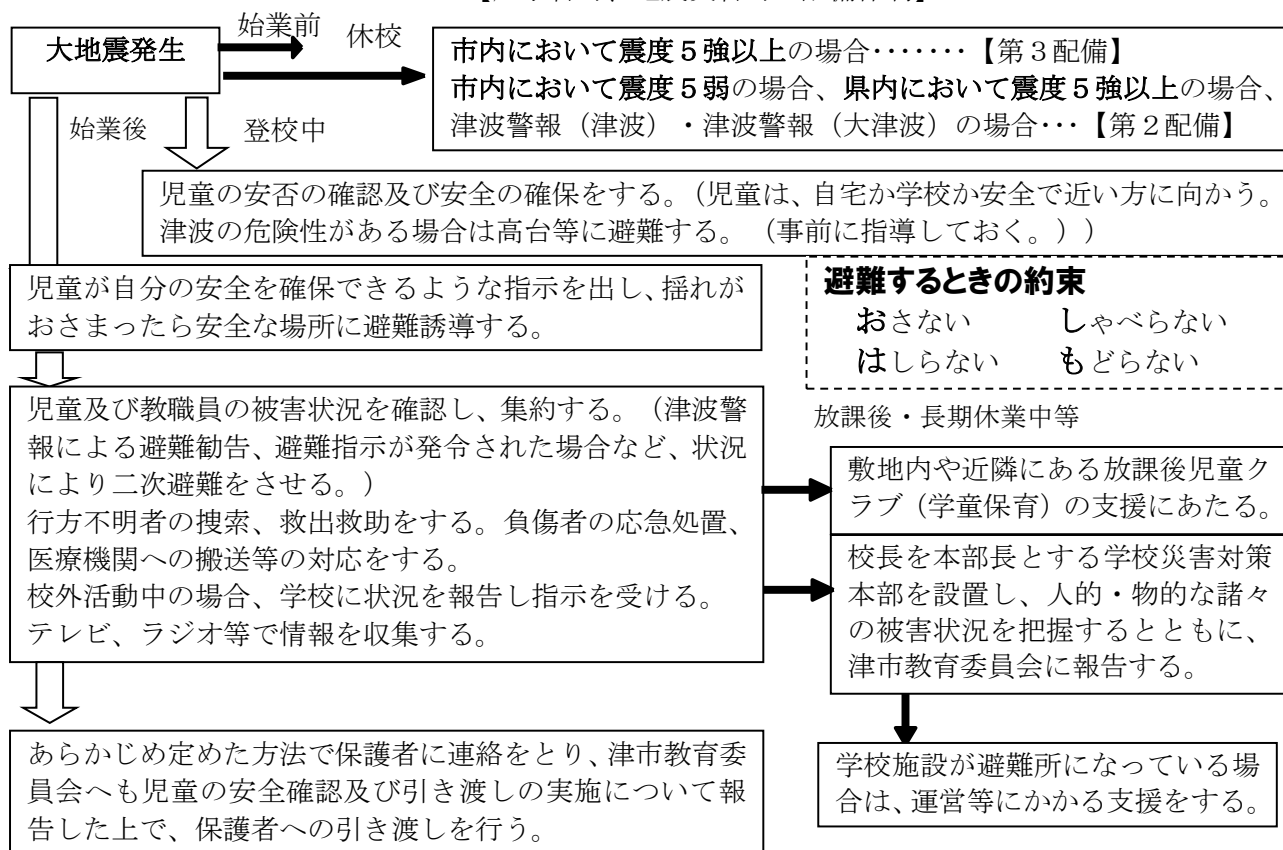
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時…【第3配備】全職員は出勤し配備につく。

南海トラフ地震臨時情報（注意情報）、津波警報（津波）、津波警報（大津波）発表時…【第2配備】校長・必要人員は出勤し配備につく。

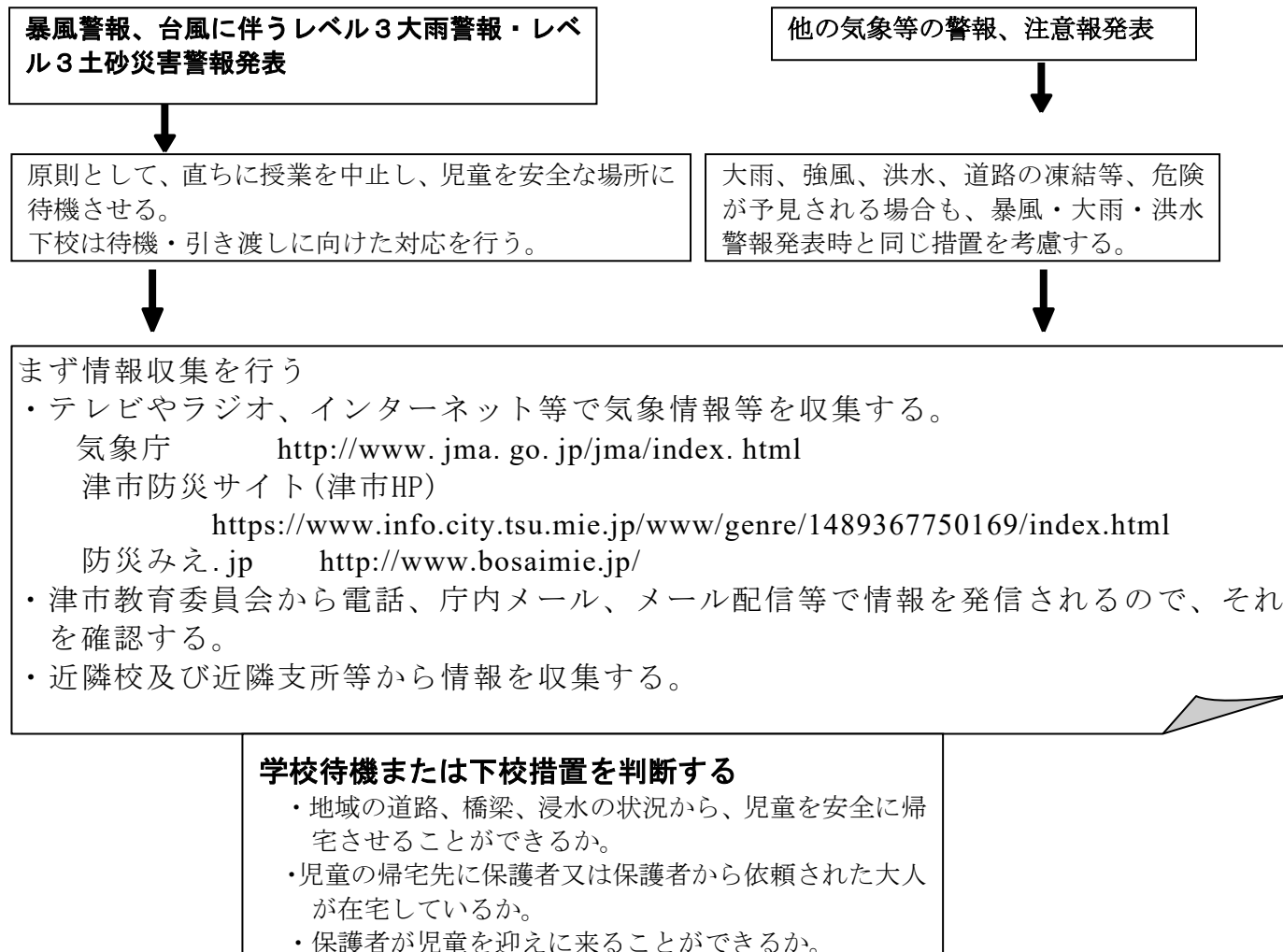
津市内で震度4の地震が発生した場合（津波注意報が発表された場合）…【第1配備】

大地震発生時の対応

【風水害時、地震災害時の配備体制】



※暴風・大雨に関する警報・注意報の発表に伴う対応フロー（始業後）



下校させる場合

- ・連絡網、メール配信等により、保護者に連絡する。
- ・通学路の変更、教職員の引率、集団下校、保護者との途中リレー、保護者の出迎え等安全な方法で下校させる。
- ・下校後、家屋の立地条件等により危険が予想される児童については、保護者に連絡をとり、学校に待機させる等の適切な措置を講じる。

学校で待機させる場合

- ・連絡網、メール配信等により、保護者に連絡する。
- ・学校内で最も安全な場所を待機場所に指定し、児童を保護する。
- ・児童を地区ごとに集めるなどして、安心させるように対応する。
- ・児童に、災害の状況や今後の措置の方針、保護者からの連絡を伝える。
- ・下校が可能になった児童から保護者に引き渡す。

校長は、学校の状況や措置等を津市教育委員会に随時報告し、必要があれば支援を要請する。

※警報発表時、災害発生時等の被害状況等の報告について

1 被害状況（施設被害・人的被害）の報告

(1) 市教育委員会への報告

※ ア、イについては、被害の有無にかかわらず報告してください。

ア 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合
警報解除後2時間以内をめぐに、市教育委員会から送信するメール連絡網の「アンケート」、庁内メールのフォロー、もしくは学校教育課「外メール〈229-3245@city.tsu.lg.jp〉」へ報告をする。ただし、解除された時刻が午後8時00分以降の場合は、翌日の午前9時00分までに報告する。（週休日等の場合は翌日の正午まで）

イ 緊急非常災害時等、市教育委員会が必要に応じて報告を求める場合

市教育委員会から送信するメール連絡網および庁内メールに、指定した時点での被害状況を同メール連絡網の「アンケート」、庁内メールのフォロー、もしくは学校教育課「外メール」へ報告をする。（警報の発表途中に報告を求める場合があります。）

ウ 学校が、重大、緊急な事態や公開できない内容と判断する場合

被害を確認した時点で、すみやかに学校教育課に連絡する。（必要な場合のみ。）

(2) 県被害状況調査システム（給与・旅費システム用端末機）での報告

【小・中学校のみ】

※ 被害のない場合は、報告の必要はありません。

「警報発令時や災害時（風水害、地震等）における休校・被害状況把握システムの運用について」により報告する。

(3) 所管事務所への報告（北地区、南地区のみ）

※ 被害の有無にかかわらず、電話もしくは庁内メールで報告してください。

2 休校休園等の措置の報告について

(1) 市教育委員会への報告

ア 原則

非常変災その他急迫の事情のため、臨時に授業を行わないときは、速やかに教育委員会に報告する。（津市立学校の管理に関する規則第5条）

※学校教育課へ電話、庁内メールもしくはFAXで報告する。

イ 市教育委員会が報告を求める場合

市教育委員会から送信するメール連絡網の「アンケート」、庁内メールのフォロー、もしくは学校教育課「外メール」へ報告をする。（下校（降園）完了時刻等の報告を求める場合があります。）

(2) 県休校状況調査システム（給与・旅費システム用端末機）での報告

【小・中学校のみ】

「警報発表時や災害時（風水害、地震等）における休校・被害状況把握システムの継続運用について」により報告する。

(3) 所管事務所への報告（北地区、南地区のみ）

＊ 電話もしくは庁内メールで報告してください。

たつの子会	231-2698
橋北中学校	228-3114

避難の際、持っていくもの

各自携帯電話、クラス名簿（連絡先が分かるもの）、拡声器3つ、災害用電話、救急セット
保存水、保存食、トランシーバー2台

7 防災対応

1 防災教育のねらい

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- 3 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 未然防止

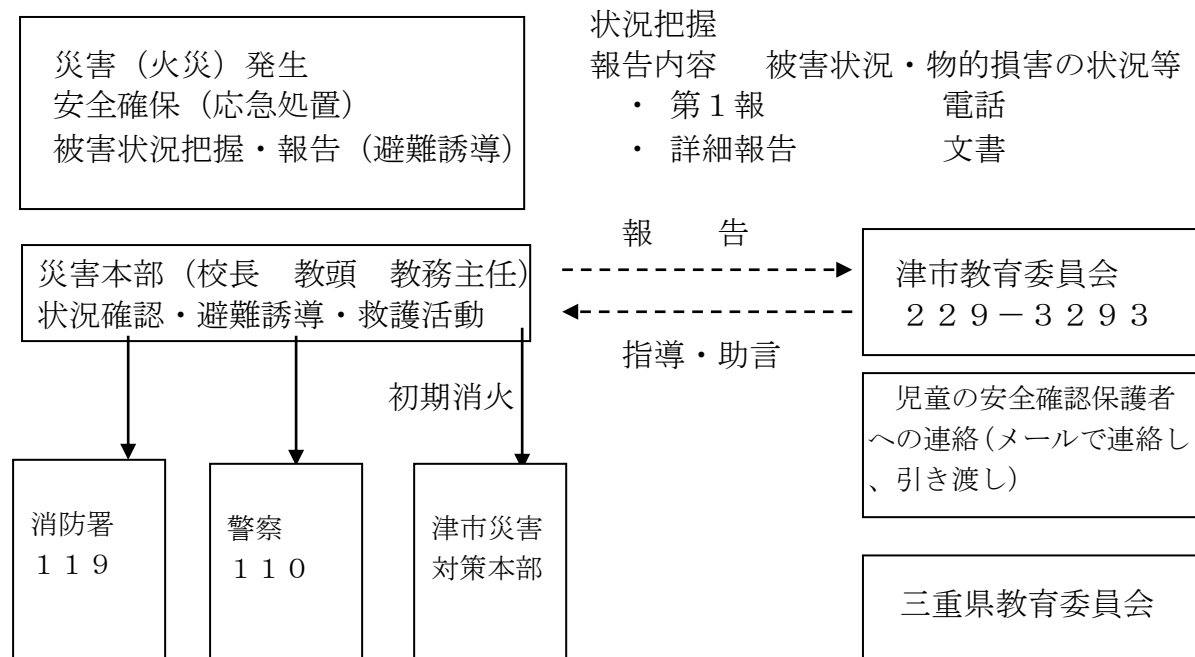
◆ 安全指導

- ① 学校における防災教育を安全教育の一環として継続的に実施するとともに学校教育活動全般を通じて安全教育を計画的に行う。
- ② 災害時に児童の安全を確保する上で、教職員の防災教育に関する指導力や危機対応能力応急処置能力や応急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、引き渡しの連絡方法を確認することや、PTA、地域防災組織とも連携した合同訓練の実施に努める。

◆ 安全管理

- ① 日頃から、安全点検の実施計画を作成し、施設・設備全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- ② 職員室・保健室等においては、緊急時に対応できる必要な物品の保管場所を定め、定期的に点検を行うとともに、必要最小限の物品を常備する。
- ③ 地震、火災、風水害の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。

3 災害（火災）発生時の対応



4 災害時における児童等の安全確保

(1) 在校時の対応

- ① 身体の安全を守るよう指示、心の動揺を抑える語りかけ

- ② 児童の安全、人員の確認、（応急処置）、状況把握
- ③ 校長への連絡
- ④ 避難の誘導、救護活動、（初期消火）
- ⑤ 避難完了後の安全、人員の確認

（２）登下校時

- ① 保護者との連絡、出迎え、引き渡し（きずなネットで配信）
- ② 通学路の変更、教職員の引率(巡回)、集団下校
- ③ 場合により学校待機

（３）休日、早朝、深夜等

- ① 保護者との連絡、児童の安全確認（きずなネットで配信）
- ② 教職員の参集の指示

５ 災害後の対応

- ① 精神的動揺を受けている児童に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 校区の被災状況を把握し、下校等の対応を指示する。
- ③ 保護者との連絡、引き渡し等を確実に行う。（きずなネットで配信）

６ 緊急時の動員計画と連絡網（県内に震度５強以上の地震が発生及び津波による甚大な被害が発生または予想される時で市長が必要と認めた時）

	勤務時間内(校内)	勤務時間内(校外)	勤務時間外
管理職	直ちに配備付	直ちに帰校し配備付	直ちに本校に出勤し配備付
教職員	直ちに配備付	直ちに帰校し配備付	出来る限り早く出勤し配備付

8 防犯（不審者）対応

〈 不審者侵入の防止の３段階チェック体制 〉

段 階	具 体 的 な 方 策
A 校 門	児童の登下校時以外はできるかぎり閉める
B 校門～校舎入口	訪問者を職員室へ誘導する表示の設置
C 校舎入口	入り口や受付の指定・明示 受付での訪問者名簿への記名、名札の着用

1. 教職員の基本的な心構え

（１）児童の安全を保障することは、教職員の責務であることを自覚する。

～責任の自覚～

（２）不審者等による事件は、「いつでも」「どこでも」「だれに対しても」起こりうることを認識する。

～危機の認識～

（３）複数の侵入者、多数の被害児童、教職員も被害などを視野に入れる必要があることを認識する。

～多様な事態の認識～

（４）危機回避は、未然の防止対策が最も重要であることを認識する。

～未然防止の認識～

（５）学校・家庭・地域・関係機関等が、情報を共有し、お互いに連携しながら対応することが大事であることを認識する。

～連携の認識～

（６）不審者等が侵入した場合は、児童の安全確保が最優先であることを認識する。

～安全確保の認識～

2. 不審者等侵入時の基本的な対応方針

（１）関係者以外が侵入したときは、対応マニュアル（以下マニュアルという。）に基づくとともに、校長の指示により迅速に対応するが、急を要する場合には、マニュアルの基本的な考え方をふまえ臨機応変に対応し、事態に迅速・的確に対応する。なお、教職員等が可能な限り情報を共有し、お互いに連携を図りながら対応する。

（２）侵入者への基本的な対応は次の通りとする。

①挙動不審者（校地内をうろつく者）がいる場合には、用件を確認し、すみやかに校地外に退去させる。

②侵入者が退去しない場合や危害を加える恐れがある場合（不審者）は、校長室に案内する。そして、ただちに警察（１１０番）・津市教育委員会に通報し協力を得るとともに、防衛係は担当の児童を避難担当教員に引き渡した後、防具等を持ち待機する。

③侵入者が危険物を保持している場合や児童等を襲っている場合（暴漢）は、ただちに警察・津市教育委員会に通報し協力を得る。また、防衛係は担当の児童を避難担当教員に引き渡した後、防具等を持ち不審者がいる場所に急行し、不審者を落ち着かせる言葉がけを行うと共に、不審者が児童の方に行かないように努力する。なお、逮捕は警察官に任せることとし、防衛係等は、自身の身の安全を守りながら、不審者の移動阻止・児童の安全確保を業務とする。

（３）不審者（暴漢）のいる場所や人数等を早急に把握し、最も安全な避難場所をできるだけ早く決定し、児童を安全に避難させる。なお、避難するときには、他の学級等の避難状況にも十分に注意する。また、避難場所では、児童の心のケアや来校してきた保護者対応にも十分に配慮する。

（４）負傷者の有無等については、できるだけ早く確認し、負傷者がいる場合には、救急車の出動要請（１１９番）を行うと共に、迅速・適切な応急処置を行う。なお、手当の順は、発見順に行うが、重傷者がいる場合には重傷者を優先的に行う。

- (5) 教職員が、出張・年休等で不在の場合は、次の通りとする。
○校長が不在の場合は、教頭が総括を担当する。また、校長・教頭が不在の場合は、教務主任が総括を担当する。
○防衛担当の教職員が不在の場合は、総括の指示により、男子職員がこれに当たることとする。
- (6) 児童・職員が被害を受けた場合などは、緊急対応の後、ただちに対策本部を発動し、関係機関等の支援を得ながら、すみやかに教育活動の再開を図る。

3. 不審者等の把握

(1) 来校者への対応

①案内看板の設置

玄関を明示するとともに、用事のある方には職員室に立ち寄るように表示する。

②名札の着用

校地・校舎内で見学、作業等を行う来校者がいる場合には、事前に日・時・作業内容等を確認し、当日の朝、教職員・児童に周知しておくと共に、識別できるように名札を着用していただく。

(2) 不審者等の早期発見

①来校者への声かけ

来校者を見かけた職員は、名前・用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品、様子などから不審者等かどうか判断する。

②校内巡視

教職員が適宜校舎内外を巡視し、不審者等の早期発見に努める。

③地域等からの情報収集

学校支援ボランティアからの情報、駐在所からの情報、地域住民などからの情報等により、不審者等の早期発見に努める。

4. 児童の安全確保

A 《校地・校舎内にいる場合》

(1) 緊急避難

児童が校地・校舎内において、危害に遭っている場合や児童に危害が及ぶ恐れのある場合には、次により児童の安全を確保するとともに、安全な場所に避難させる。

①不審者等の通報

発見者は、不審者等の危険度を推察し、次の通り通報する。

【挙動不審者】 → 発見者は、その場を離れないで、インターホン、携帯電話、近くにいる職員・児童等により職員室にいる者に通報する。なお、通報手段がない場合には、そのまま挙動不審者の行動を見守ることとするが、挙動不審者が危険な行動に出た場合には、大声で近くにいる者に知らせるとともに、急報機器（防犯ブザー、ホイッスル、非常ベル等）により職員室に急報する。

【暴 漢】 → 発見者は、大声で近くにいる者に危険を知らせるとともに、急報機器（防犯ブザー、ホイッスル、非常ベル等）により職員室に急報する。

②避難方法

児童は、不審者等からできるだけ遠ざかり、避難担当の教職員の指示に従い、すみやかに避難場所に行く。なお、「動物集会」という言葉は、不審者等が侵入したことを表すこととする。また、「〇〇は教頭が担当」と「〇〇は混雑」という言葉の「〇〇」は、不審者がいる場所を表すこととし、放送内容は基本的には緊急放送マニュアルによる。

③避難場所

- ア. 場所 ○第1次避難場所 → 教 室
 ○第2次避難場所 → 体育館（状況によっては、みどりの広場）

○第3次避難場所 → 校庭

イ. 隊形

学年（学級）ごとに正面に向かって左から、1年、2年、3年、4年、5年、6年の順に整列する。なお、保護者に引き渡す場合には、引き渡し隊形（地区隊形）に整列し直す。

④心のケア

避難場所での人数等の確認が終了した後は、ゲーム、歌、読み聞かせ等を行い、児童の心の安定を図る。なお、不安な様子が伺える児童には、積極的に話しかけ安心感を持たせるようにするとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。

⑤保護者引き渡し

大事件の場合には、保護者に避難場所まで迎えにきて連れて帰っていただく。

【方法】ア. 保護者を緊急連絡により招集する。

イ. 来られた保護者には、該当児童の横に行っていただき、児童引き渡しカードで確認する。

ウ. 確認終了後、順に連れて帰っていただく。

エ. 定刻までに迎えに来ることができない保護者がいる場合は、保護者が来るまで該当児童を適当な場所に集めて監督する。

（2）防衛活動

発見者は、不審者等が児童などに危害を加えている場合には、近くの児童への避難指示、職員室などへの急報と同時に、その場を離れないでただちに防衛行動を取り、児童の被害を最小限に抑える。また、急報により駆けつけた防衛係は、協力しながら適当な防具で防衛し、児童の被害を最小限に抑える。なお、不審者等の逮捕は警察官に任せることとし、防衛係は、不審者等が児童のいる方に向かわないようにする。（※拳銃等所持の暴漢の場合には、教師も児童の避難を確認した後に避難する。）

《防衛に当たっての配慮事項》

- ①常に児童の側に位置し、児童に危害が及ばないようにする。
- ②暴漢を興奮させないようにするとともに、説得に心がける。
- ③相手との間合いに注意し、相手の目を見るようにする。
- ④一人で取り押さえようとするのではなく、応援が来るまで時間をかせぐようにする。
- ⑤不審者等が刃物などで攻撃してきた場合には、それをたたき落とすようにする。
- ⑥複数の方向から防衛するとともに、危険を感じたら足を攻めて倒すようにする。

（3）救護活動

負傷者の有無等をすみやかに把握し、負傷の状況に応じて、迅速・適切に応急手当を行い、状況に応じて該当の病院に搬送する。

① 負傷者の把握

事件・事故による負傷者状況一覧表により、負傷の状況をすみやかに把握する。

②応急手当

ア. 応急手当は、重傷の者を優先的に行う。また、動かすと症状が悪化する重傷者は、その場を動かさないで手当を行う。なお、それ以外の負傷者は、基本的には避難場所において応急手当を行う。

○第1 応急手当者 その場にいられた教員

○第2 応急手当者 養護教諭

イ. 重傷者がいる場合や負傷者が多い場合は、学校医等の協力を要請する。

ウ. 応急手当等のための用器具などは、いつでも持ち出せるように、日頃から保健室に準備しておく。

B 《校区内における校外学習の場合》

（1）緊急避難等

児童が校区内における校外学習を行っているときに、被害に遭っている場合や児童に被害が及ぶ恐

れのある場合には、次により児童の安全を確保するとともに、安全な場所に避難させる。

①不審者等の通報

指導教員は、不審者等の危険度を推察し、次の通り通報する。

- 【挙動不審者】 → 指導教員は、児童の安全を確保した上で、ただちに急報機器（携帯電話等）で北立誠小学校に通報する。なお、挙動不審者が危険な行動に出た場合は、防犯ベル等を鳴らしながら、近くの人に警察・北立誠小学校等への通報を依頼する。
- 【暴 漢】 → 指導教員は、児童に大声で緊急避難を指示するとともに、防犯ベル等を鳴らしながら、大声で近くの人に警察・千里ヶ丘小学校等への通報を依頼する。なお、付近に大人がいない場合は、児童に近くの民家を通して北立誠小学校へ通報させる。

②避難場所・方法

基本的には避難場所は学校とし、児童には不審者等からできるだけ遠ざかり、走って学校に帰ることとするが、遠方での学習の場合には、事前に第一次避難場所を確保しておき、そこへ避難するようにさせる。なお、最終的には学校へ搬送する。

③心のケア

基本的には、校地・校内にいる場合の要領のとおり。

④保護者引き渡し

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

（２）防衛活動

不審者等が、児童等に危害を加えている場合には、児童に大声で緊急避難を指示し、近くにいる人に学校・警察への通報依頼、防衛依頼をするとともに、ただちに防衛行動を取り、暴力の抑止と児童への被害を最小限に抑える。また、急報により駆けつけた防衛係は、不審者等の逮捕は警察官に任せることとし、マニュアルの４Ａ（２）の「防衛に当たっての配慮事項」に留意しながら児童の安全確保を図る。（※拳銃等所持の暴漢の場合には、教師も児童の避難を確認した後に避難する。）

（３）救護活動

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

C 《遠足、修学旅行等の場合》

（１）緊急避難

児童が、遠足・修学旅行等のときに、危害に遭っている場合や児童に危害が及ぶ恐れのある場合には、次により児童の安全を確保するとともに、安全な場所に避難させる。

①不審者等の通報

引率及び指導担当者は、不審者等の危険度を推察し、次の通り通報する。

- 【挙動不審者】 → 発見者はその場を離れないで、携帯電話等で、に通報する。なお、挙動不審者が危険な行動に出た場合には、児童に大声で緊急避難を指示し携帯電話等により通報する。

②避難場所・方法

児童は、不審者等から走ってできるだけ遠ざかることとし、建物の中にいる場合には近くの出入り口から外に出て、建物から離れた場所で待機させる。また、外にいる場合には、不審者等から離れた場所で待機させる。なお、大事件の場合には、負傷した者以外は、ただちに学校等に搬送する。

※団体行動中は、常に緊急時の避難方法・避難場所について把握しておく。

③心のケア

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

④保護者への引き渡し

大事件の場合には、保護者に学校か指定した場所まで迎えにきていただき、連れて帰っていただく。

- 【方法】ア・保護者を緊急連絡（メール等）により招集する。

イ・来られた保護者には、該当児童の確認に行ってください、名簿で確認する。

ウ・確認終了後、順に連れて帰っていただく。

エ・定刻までに迎えに来ることができない保護者がいる場合は、保護者が来るまで

該当児童を適当な場所に集めて保護する。

（２）防衛活動

不審者等が、児童等に危害を加えている場合には、近くの児童への避難指示、校長への急報と同時に、その場を離れないでただちに防衛行動をとり、児童への被害を最小限に抑える。

また、急報により駆けつけた防衛係は、協力しながら適当な防具で防衛し、児童への被害を最小限に抑える。なお、急報により駆けつけた防衛係は、不審者等の逮捕は警察官に任せることとし、マニュアルの４Ａ（２）の「防衛に当たっての配慮事項」に留意しながら児童の安全確保を図る。（※拳銃等所持の暴漢の場合には、教師も児童の避難を確認した後に避難する。

（３）救護活動

負傷者の有無等をすみやかに把握し、負傷の状況に応じて、迅速・適切な応急手当を行い、状況に応じて近くの該当する病院に搬送する。

①負傷者の把握

事件・事故による負傷の状況をすみやかに把握する。

②応急手当

応急手当は、随行している養護教諭が重傷の者を優先的に行う。なお、動かすと症状が悪化する重傷者は、その場から動かさないで手当する。また、それ以外の負傷者は、避難場所において救護係が応急手当てを行う。

③緊急輸送

重傷者は、救急車等により、すみやかに近くの病院に搬送する。なお、搬送した児童については必要事項を記載し、情報の一元化を図る。 ※事前に近くの病院の把握。

Ｄ《登下校の場合》

（１）緊急避難

児童が、登下校の時に、危害に遭っている場合や児童に危害が及ぶ恐れのある場合には、次により児童の安全を確保するとともに、安全な場所に避難させる。

①不審者等の通報

通学団長は、不審者等の危険度を推察し、次の通り通報する。

【挙動不審者】→ 班長は、班員とともに挙動不審者から離れ、近くの人に学校・警察等への通報を依頼する。なお、挙動不審者が危険な行動に出た場合には、班員に挙動不審者の反対方向に逃げるように指示する。また、防犯ベル等を鳴らし、「助けて」と大声を出しながら、近くの人やＳＯＳの家に助けを求めると共に、近くの人やＳＯＳの家の人に学校・警察等への通報を依頼する。

【暴 漢】→ 大声で周りに挙動不審者の反対方向に逃げるように指示する。また、防犯ベル等を鳴らし、「助けて」と大声をだしながら、近くの人やＳＯＳの家の人に助けを求めるとともに近くの人やＳＯＳの家の人に学校・警察等への通報を依頼する。

②避難場所・方法

児童は、暴漢と反対の方向に走って逃げる。一時的には近くの民家に逃げ込む場合もあるが最終的には、走って逃げた方向にある学校又は自分の家に避難する。なお、家に逃げ帰った児童は、すみやかに学校に電話で連絡する。

③心のケア

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

④保護者への引き渡し

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

（２）防衛活動

不審者等が、児童に危害を加えている場合には、近くにいる住民は防衛行動をとり、児童への被害を最小限に抑える。また、急報により駆けつけた防衛係は、協力しながら適当な防具で防衛し、児童への

被害を最小限に抑える。なお、急報により駆けつけた防衛係は、不審者等の逮捕は警察官に任せることとし、マニュアルの4 A (2) の「防衛に当たっての配慮事項」に留意しながら児童の安全確保を図る。

(※拳銃等所持の暴漢の場合には、教師も児童の避難を確認した後に避難する。)

(3) 救護活動

基本的には、校地・校舎内にいる場合の要領のとおり。

(4) 見守りの強化

地域住民による安全ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで学校防犯活動の強化を行う。

(5) 緊急連絡方法

①校内の場合

- 急を要しない場合には、インターホン等を利用する。
- 急を要する場合には、大声で知らせると共に、インターホン、防犯ブザー、サイレン付きメガホン、防犯ベル等を鳴らし、緊急事態発生を知らせる。

②校外の場合

《校外学習時》《遠足・修学旅行時》

- 学校等には携帯電話等で通報する。
- 近くの人には、防犯ブザー、サイレン付きメガホン等を鳴らしながら、大声で緊急事態発生を知らせる。

《登下校時》

- 児童は、防犯ブザー、防犯ホイッスルを鳴らし、大声で近くの人に緊急事態発生を知らせる。また、近くの方は電話で学校・警察に通報する。

(2) 事件の全体把握

事件発生からの概要（月日、時刻、主な出来事、担当者の対応等、関係機関などからの指導 等）を「事件・事故に関する概要」に適宜記録し、情報収集・管理の徹底を図る。

(3) 関係機関等への連絡

①警察、消防（救急車）

必要に応じて電話で通報する。

②津市教育委員会

電話で第1報を行った後、「事件・事故発生の速報」により、FAX若しくはメールで適宜連絡する。なお、最終的には、管理規則に基づき、事故報告書により津市教育委員会に報告する。

(4) 保護者、マスコミ等への情報発信

保護者、マスコミへの情報発信等は、管理職のみとする。ただし、保護者からの安否等の問い合わせには、担当が対応する。なお、次の点には十分に留意する。

- ①情報は公開することを原則とし、教育委員会と連携をとりながら、事実のみを公開とする。
- ②児童の人権を損なうことのないように十分に留意する。
- ③保護者の気持ちに十分配慮する。
- ④原則として、情報は定期的に発信する。

(5) 地域情報の収集

- ①津市教育委員会・河芸教育事務所・幼稚園・保育園・近隣の学校からの情報
- ②学校近くの店、公共施設等からの情報
- ③校区内のSOSの家からの情報
- ④民生児童委員、主任児童委員等からの情報
- ⑤PTA会員等からの情報

(6) 暴漢からの防衛方法

暴漢が児童・職員に危害を加えようとした場合には、児童・職員を暴漢の攻撃から避けることを基本とし、次のような方法で防衛する。

なお、暴漢が児童等を人質にして立てこもった場合は、警察官が来るまで、できるだけ興奮を静める言葉かけを行う。

① 刃物関係（ナイフ、包丁、鎌・・・）

ア．棒、傘等で体の動きを制御するとともに、攻撃してきた場合は刃物をたたき落とす。

なお、できるだけ暴漢を倒して動きを封ずるようにする。

イ．机、椅子等近くにある物体を、暴漢に押しつけたり、投げつけたりする。

ウ．盾で暴漢を押し倒したり、動きを制限したりする。

エ．消火器を噴射し、暴漢の動きを制限する。

② 銃、爆発物等

基本的には、通常の場合は防戦する方法はない。防衛は、暴漢から少しでも遠くに離れることである。

なお、離れるいとまがないときは、急いでその場に伏せさせる。また、教師は児童全員が逃げ出してから最後に逃げることを基本とする。動けない児童がいたら、教師が背負うなどして避難す

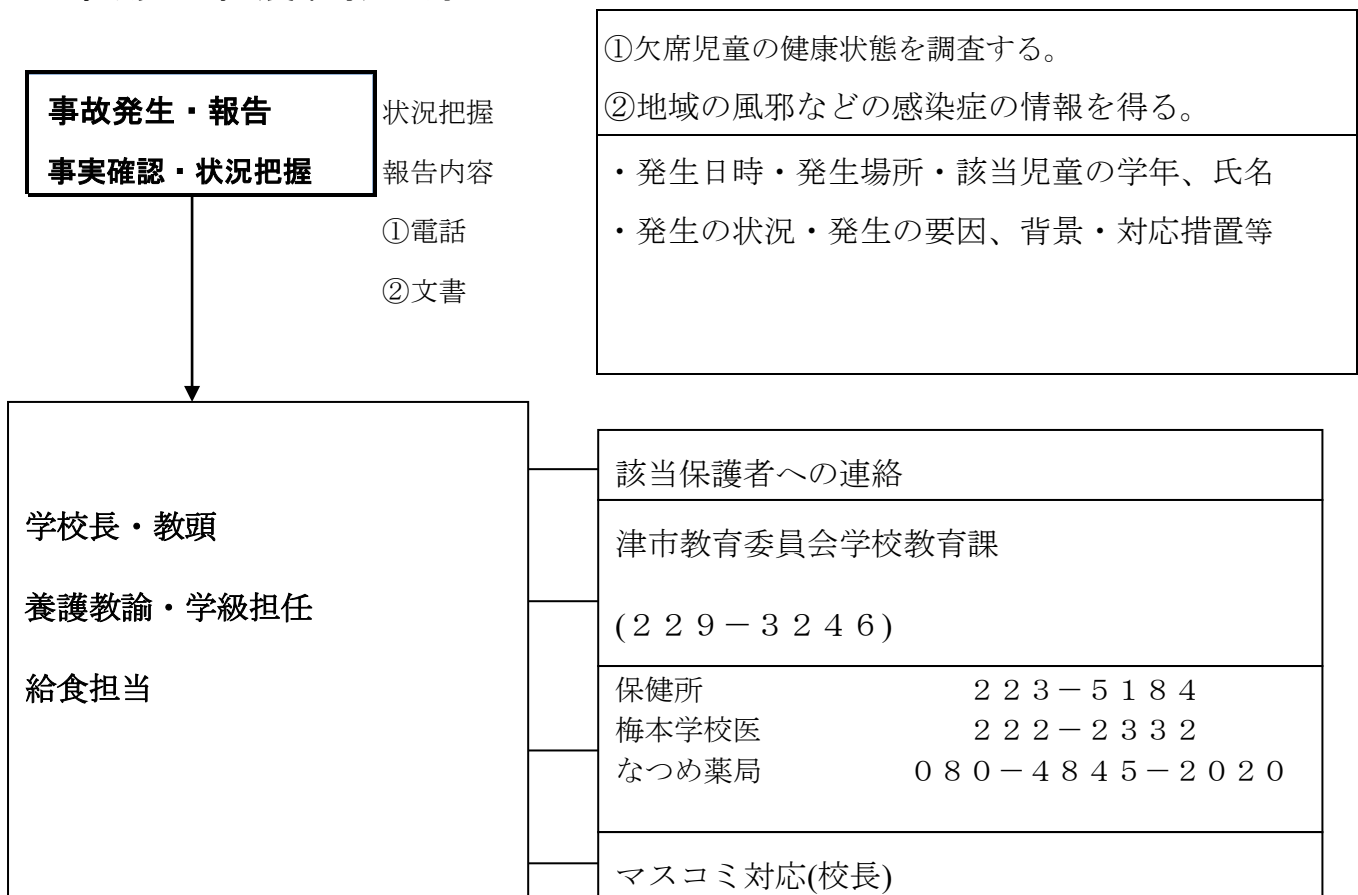
9 学校事故（食中毒）対応

1 未然防止

【給食・食中毒】

- ① 学校環境衛生基準に基づいた日常検査、定期検査及び臨時検査を行い、衛生管理の徹底に努める。また、児童への保健指導を充実させ、計画的に食中毒防止の推進を図る。
- ② 衛生管理責任者と衛生管理体制
給食調理場においては、衛生管理者責任者を定めるとともに、関係職員、保護者、学校医、学校薬剤師、保健所長などと連携し衛生管理を徹底し、食中毒の未然防止を図る。
- ③ 保存食の確保
原材料及び調理済み食品は、品目ごとに50gずつ採取し、消毒済み容器等に密閉して－20℃以下で2週間保存する。
- ④ 検食
校長は児童の食事前に必ず検食し、結果を記録する。
- ⑤ 給食に関する書類の整理
給食日誌、献立表綴り、食材発注簿、物資受け払い簿、検収記録簿、保存食記録簿、検食記録、納入業者一覧、学校環境衛生検査等報告書、使用水点検記録、従事者検便記録、作業工程表、作業動線図、学校給食、日常点検票、その他関係書類を整理する。

2 事故発生時（食中毒）の対応



緊急職員会議

全教職員へ状況説明

校長の判断・指示

対応方針の説明と共通理解

取組方針の明確化と共通理解

全校児童への説明と指導

P T A役員への説明と連携

必要に応じて保護者会の開催

【保護者への対応】

- ・児童、保護者に状況を文書で説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。
- ・検査や調査についての協力を要請する。
- ・入院している児童や登校していない児童については、担任、校長が速やかに見舞う。また、保護者に改めて文書で状況を説明するとともに、後の状況の把握に努める。

3 事故後の対応と再発防止

- (1) 学校医、学校薬剤師に連絡し患者の措置について相談する。
- (2) 健康の状況に応じ、当日の学校運営の措置を判断する。翌日以降の学校運営の措置、健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画を立て、予防措置を行う。
- (3) 学校給食の中止等については、保健所の指導、学校医、教育委員会の助言を総合的に判断し決定する。(中止・一部中止・代替給食等)
- (4) 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- (5) 職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。(外部からの問い合わせの対応は校長、教育委員会等は校長または教頭、児童の健康状態は各担任と養護教諭が把握し校長に報告する。対応の記録は教頭)

10 学校事故（水泳指導中）の対応

1, 基本的考え方

- (1) 児童の生命安全を最優先とし、全職員が未然防止を常に心がける。
- (2) 児童に対して、事故に対する自己防衛意識、自己防衛技能を高めさせる。

2, 水泳前の健康診断・健康観察

- (1) 定期健診と兼ねて行う。
- (2) 水泳指導開始前の朝、児童の健康状態を把握する。

3, 教師の指導体制

- (1) 指導者 2 人・監視者 1 人が揃うまでは水泳を開始することはできない。
- (2) プール内での指導を 2 人、プールサイドからの監視が 1 人。
- (3) 監視の入れ替わりは次の人が来るまでプールから離れない。
- (4) 監視は携帯電話及び笛を持って行う。
- (5) 監視は緊急時にはプールサイドから指示をする。いざという時には飛び込めるような服装で行く。
- (6) 監視をする際は、プールサイドから水の中全体が見えるように行い、四隅を確認しながらプール及びプールサイド全体の安全を常に確認する。

4, 事故発生時の救急対応

- (1) 第一発見者は、近くの人に大きな声で知らせるとともに水難者を救助し、救命手当を行う。
- (2) 事故発見者およびプールにいる教員は次のことを行う。
 - ① 第一発見者は、近くの人に大きな声か笛で知らせるとともに水難者を救助し、救命手当を行う。
 - ② 指導者 A は、救命手当を続ける。
 - ③ 指導者 B は、プール内にいる他の児童をプールから上げ整列させ、児童の動揺を静める。
 - ④ 監視者 C は携帯電話で 119 番に救急車の要請をし、職員室に応援を要請する。
- (3) 管理職および教員は、相談の上速やかに次のことを行う。
 - ① 全職員で対応に当たる。
 - ② 医療機関に連絡を取る（校医：梅本 Dr.222-2332）。
 - ③ 保護者へ連絡をする。
 - ④ 津市教育委員会事務局（教育研究支援課 229-3243）へ報告する。
 - ⑤ 養護教諭は、事故者の手当てに当たる。
- (4) 事後処理について
 - ① 事故を目撃した児童に対し聴き取りを行うとともに、混乱や動揺を抑え、継続的な心のケアに努める。
 - ② 津市教育委員会事務局へ文書による正式な報告を行う。
 - ③ 緊急職員会議を行い、今後の対応及び対策について話し合い、適切な処置を講じる。
 - ④ 噂や憶測による誤情報の拡散を防ぐため、外部への情報提供窓口を一本化し、混乱が生じないように配慮する。
 - ⑤ 事故の程度や状況により、必要に応じて教育委員会だけでなく警察へも連絡する。

5, プール施設の安全点検

- (1) プール掃除のときに確認すること
底にある吸い込み口のカバーが外れないようになっているか、触って確認をする。
- (2) 朝に確認すること（当番）
 - ① プール及びプールサイド、更衣室などの見回りを行い、異物の発見・除去に努める。
 - ② 薬剤による水質検査を行う。気温・水温を確認する。プール日誌に記入する。
 - ③ 体育館から AED を職員室コピー機横に持ってくる。
- (3) 授業前に確認すること（指導者・監視者）
 - ① プール及びプールサイド、更衣室などの見回りを行い、異物の発見・除去に努める。

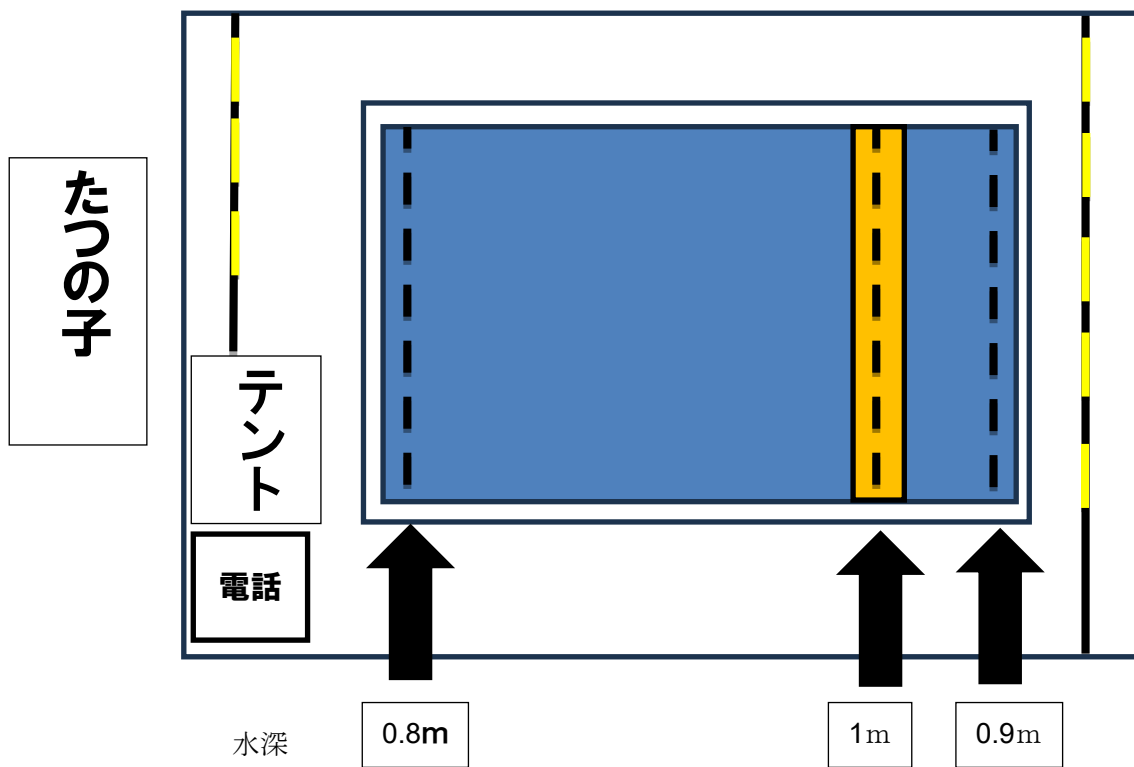
- ② 薬剤による水質検査を行う。気温・水温を確認する。プール日誌に記入する。
- ③ AED とかごをプールサイドに持っていく。（鍵はかごに入れておく）
- (3) 授業後に確認すること（指導者・監視者）※授業ごとに
 - ① プール及びプールサイド、更衣室などに異常がないか確認する。
 - ② プール日誌に記入する。
 - ③ 入り口のシャッターを閉め、施錠する。
 - ④ AEDとかごを職員室コピー機横に置く。（鍵はかごに入れておく）その日の最終授業者は、AEDを体育館に戻す。
- (4) 放課後に確認すること（当番）
 - ① プール及びプールサイド、更衣室などの見回りを行い、異物の発見・除去に努める。
 - ② AEDとかごが職員室コピー機横に戻っていることを確かめる。
 - ③ プール日誌に記入し、校長に提出する。

6, 児童への指導

- (1) 事前指導
 - ① 「水泳のころえ」を児童・保護者に配布し（配布済み）、児童へは各担任から再度詳しく説明し、周知させる。
- (2) 水泳参加の判断
 - ① 朝、児童の様子を入念に確認し、水泳健康カードを見て、水泳の傘下の判断を行う。
 - ② 水泳健康カードは保護者の責任のもとに記載してもらう。
 - ③ 授業当日の欄（参加印、確認印の2か所）に捺印またはサインがない人や、水泳帽、水着、バスタオルを忘れた児童に対しては入水を認めない。
 - ④ 保護者が許可しても、登校後異常が認められる児童については、担任・養護教諭の判断で入水を取りやめる。
 - ⑤ 疾病者は医師の許可が下りてから参加させる。
- (3) プール内での指導
 - ① プール入水開始時に、安全指導など特に念を入れて児童に指示する。また、入水中も安全意識を高める指導に心がける。
 - ② 笛での指示を統一する。長く「ピー」と何回か吹くときはプールから出る、短く「ピッピッピッ」と吹くときは動きを止めてプールの壁に背中をつけるよう指示する。
 - ③ 学習指導要領に基づき、水泳指導では水中からのスタートのみを指導し、事故 防止のため跳び込みによるスタート指導は一切行わない。
- (4) 見学者の対応
 - ① 見学者は、原則としてプールサイドのテント内で学習の様子を見学させる。その際、帽子を着用させ、こまめな水分補給を行うなど、熱中症対策を徹底する。
 - ② 体調不良を訴える児童や、見学中に気分が悪くなった児童については、無理に屋外（テント内）に留め置かず、冷房の効いた別室へ移動させ、静養させる。
 - ③ 別室へ移動させる際は、児童を一人にせず、養護教諭や空き時間の教職員と連携して見守り体制を確保する。また、必要に応じて保護者への連絡や医療機関への受信を検討する。

7, その他

- ① 水泳指導の開始前に、全教職員が市消防署係官等の指導による心肺蘇生法およびAEDの実技講習を受け、実際の緊急対応ができる体制を整える。
- ② プールの水深について、下記の図のようにになっているため、特に低学年部においては1年生を水深の浅い方にするなど配慮を行う。



1 1 差別事象等への対応

1 未然防止

人権尊重の精神に徹する意識を高め、一人ひとりの良さや違いを認め合い、様々な差別を見抜き差別をなくそうとする意欲と実践力を持つ児童を育てるため、人権・教育を積極的に推進する。

- (1) 児童及び家庭・地域社会の生活の実態把握に努め、人権的課題を明らかにする。
- (2) 教職員自らが立つ位置を問う研修を深める。
- (3) 仲間づくりの実践に取り組む。
- (4) 保護者への啓発の取り組みを進める。

2 差別事象等発生時の報告

(1) 報告する内容

- ①発生日時・場所
- ②事象の概要
- ③事象関係者の状況
- ④事象の発生直後の対応（落書きの保存・記録・消去・被害者のケア等）

(2) 差別事象・差別落書きの対応、取り組みのポイント

- ①被害・加害当事者のケアをどうするか。
 - ②事象の中にある「差別の現実」をどう把握するか。
 - ③事象のきっかけは何か、生み出した状況はどうだったか。
 - ④偏見や差別意識はどのように形成されてきたのか。
 - ⑤教育や啓発のありようや効果はどうだったか。
 - ⑥事象から得られた教訓をどのように具現化するのか。
- 差別事象の原因に迫ることが重要。**

(3) 報告の方法

【第1次報告書】（県教育委員会に10日以内に届くように作成する）

差別事象対策委員会を設置し、津市人権教育課に第一報を入れる。以下の内容について共有し、事象発生後の対応に当たる。

- ①事象の詳細な内容
- ②事象発生後の経過
- ③事象に関わる児童の状況
- ④家庭や地域の状況
- ⑤事象発生の要因・背景

【第2次報告書】（県教育委員会に学年末までに届くように作成する）

事象発生後の取り組みについて成果と課題について明らかにし、取り組みに対する評価を行う。差別事象対策委員会で以下の内容について共有し、今後の方向性を明確にする。

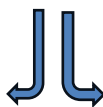
- ①当事者のケア、加害者への関わり方
- ②事象の背景や要因における課題解消に向けた取り組みについての成果と課題
- ③関係者それぞれの状況・課題等

差別事象対応フロー図

初期対応

発生直後の対応	- 問題点等の指摘及び指導・ケア (落書き等の場合は現場の保存・記録・消去) - 関係教職員への状況報告 (管理職・人権教育担当・学年部関係者等)
聴き取り	- 関係教職員による情報共有と協議 (指導の方向性・聴き取り内容及び体制等) - 発生状況や認識等の聴き取り - 校長へ概要の報告
保護者・教育委員会との連携	- 家庭訪問等による保護者との連携 - 教育委員会人権教育課への報告・相談 - 関係機関(津人教・警察他)への報告・相談

教育委員会へ継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、「事後の取り組み」に沿って、課題の解決に取り組む。



事後の取り組みを参考として課題の解決に取り組む。

事後の取り組み

差別事象対策委員会の設置 (事象の分析と改善計画)	- 事象に関する分析・検証 - 課題の明確化 - 取組の方向性・方策 - 被害者のケア、加害者への関わり方 - 事象から得た教訓の具現化 (児童への指導、集会の開催等、家庭への啓発など) - 教育委員会への提出(第1次報告)
改善計画に基づく取組	- 短期的な取組 - 中・長期的な取組
取り組みに対する評価	- 教職員・関係者による共有 - 人権教育推進計画への反映 - 教育委員会への提出(第2次報告)

12 食物アレルギー緊急対応

1 未然防止（日常の対応）

- ①全職員が食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つとともに、食物アレルギー症状を持つ児童を把握する。
- ②食に関する活動時は初発・既往の食物アレルギー対応に留意する（給食対応がある場合は「除去食確認事項」を確認し対応する）。
- ③食物依存性運動誘発アナフィラキシーを持つ場合は食後の運動を避ける。（体育、休み時間の活動に注意）

2 アレルギー症状への対応

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

蕁麻疹、発赤、かゆみ、顔・唇の腫れ、口の中の違和感、目のかゆみ・充血、くしゃみ・鼻水・鼻づまり、腹痛、下痢、嘔吐、せき込み など

原因食物を食べた
（可能性を含む）

原因食物に触れた
（可能性を含む）

- ①直ちに他の職員の応援を呼ぶ（インターホン、隣の教室の職員に依頼など） ※子どもを一人にしない
- ②口に含んだものを吐かせ、うがいをさせて安静にさせる。
意識、呼吸、脈、皮膚の様子、嘔吐、下痢（可能であれば血圧）等を確認し、すぐに緊急性の高い症状を確認する。

緊急性の高いアレルギー症状が1つでもあてはまるか？

＜緊急性の高い症状＞

アレルギー症状チェックシート赤色項目

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ 口のどや胸がしめつけられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ ゼーゼーする呼吸（喘息発作と区別できない場合を含む）
- ☐ 持続する強いせき込み

【消化器症状】

- ☐ 持続する強い（我慢できない）腹痛
- ☐ 繰り返し吐き続ける

ある

★初発の食物アレルギーやエピペンが処方されていない場合は、救急車要請
絶対安静・ショック体位をとる。AED準備し、以下のことをする。

ない

エピペン使用者

- ①エピペンを準備し、使用する
- ②足を高く（15～30cm）する（ショック体位）
安静を保ち、その場で救急隊を待つ
- ③意識・呼吸がなければ気道確保し、
心肺蘇生やAEDを使用 ★絶対安静

管理職A

- ①現場へ急行する
- ②それぞれの役割の確認及び指示
- ③必要に応じて主治医、学校医に連絡・相談
梅本正和(学校医)059-222-2332

職員A

- ①AEDを持って現場へ行く
- ②アレルギーファイルを準備
→症状チェックシートに記録（観察開始時間、
エピペン使用時間、心肺蘇生・AED使用時間
5分ごとの症状等）

エピペン介助者

- ①アレルギーファイルを準備
- ②エピペン使用の介助
- ③心肺蘇生やAEDの介助

管理職B

- ①救急車を要請する
★かかりつけ医を伝える
- ②保護者への連絡
- ③現場と職員室の連絡

職員B

- ①他の児童の対応

職員C

- ①救急車・救急隊を誘導する

★子どもから目を離さない

- ①内服薬を飲ませる
- ②5分ごとに症状を観察し、症状チェックシートを見ながら対応する
※緊急性の高いアレルギー症状出現に注意する。
早めに救急車要請、エピペン使用ができる状態にしておく。
- ③保護者に連絡する。
※一度症状が治まっても数時間後に再び発症することがあるため、医療機関受診等も含め相談する。
- ④必要に応じて、主治医・学校医に連絡・相談する

救急隊到着時

- 児童の様子、事故発生時の状況を報告する。
- 救急車には養護教諭が同乗する。（状況に応じて、担任やけがの状況がわかる職員）
- 「アドレナリン自己注射薬（エピペン対応票）（様式2）を提供する。 ●空のエピペンを提供する。

持ち物

保健調査（保健室書庫）、家庭環境調査（職員室）、「アドレナリン自己注射薬（エピペン）対応票様式2」（養護保管）
筆記用具、携帯電話、空のエピペン、事故後の経過記録（原本を救急隊等に渡す場合は、原本の写真等を残しておく）

13 ネット上のいじめ対応

1. ネット上のいじめ（誹謗・中傷・個人情報掲載）への対応

① 事実の確認と証拠の保存（初動対応）

ネット上のいじめを発見、または相談を受けた場合は、直ちに以下の方法で対応する。

- ・聞き取り：被害児童から、発見の経緯、心当たり、保護者への相談状況、他の児童の認知状況を確認し加害者を特定する。他の児童からの聞き取りについては、被害児童及び保護者の了解を得て行う。了解が得られない場合は、聞き取りは行わず、児童の人権プライバシーに十分配慮して対応する。
- ・証拠の保存：当該サイトのアドレス（URL）を記録し、書き込み内容や画像を教職員タブレットのカメラやデジタルカメラで撮影し、プリントアウトする。

② 組織的対応（いじめ対策委員会の設置）

直ちに管理職（校長・教頭）に報告し、「いじめ対策委員会」を招集する。

- ・構成：校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、該当学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等。
- ・方針決定：被害児童の安全確保を最優先とし、組織的な対応策を協議し、全職員で情報を共有する。

③ 指導と支援

保護者と緊密に連携しながら、被害児童への支援と加害児童への指導を継続的に行う。

- ・被害児童への支援：不安や嫌な思いへの共感的理解を基本とする。書き込んだ者が不明な場合、周囲の全員を疑うなど精神的に追い詰められる可能性があるため、SC等と連携し、細心の注意を払ってケアを行う。
- ・加害児童への指導：相手の苦しみや痛みを理解させる。ネット上の誹謗中傷は犯罪になる可能性があること、書き込みには必ず責任が伴うことを厳しく指導する。また、加害の背景にあるストレスや環境にも配慮する。
- ・保護者との連携：正確な事実を迅速に伝え、学校の対応策を説明し、保護者の意向も聞きながら児童を見守る。

④ 情報の削除依頼と外部機関との連携

削除が確認されるまで継続的に状況を確認する。

- ・削除依頼：サイト管理者やプロバイダに対し、学校として削除依頼を行う。
- ・専門機関への相談：削除に応じない場合や犯罪の疑いがある場合は、津市教育委員会、警察、法地方務局と速やかに連携する。
- ・情報収集の継続：SNS等への書き込みや画像を削除できた場合でも、すでに不特定多数の人が見ており一度解決したとしても再発することもあるので、情報収集を継続する。

2. 重大事態への対処

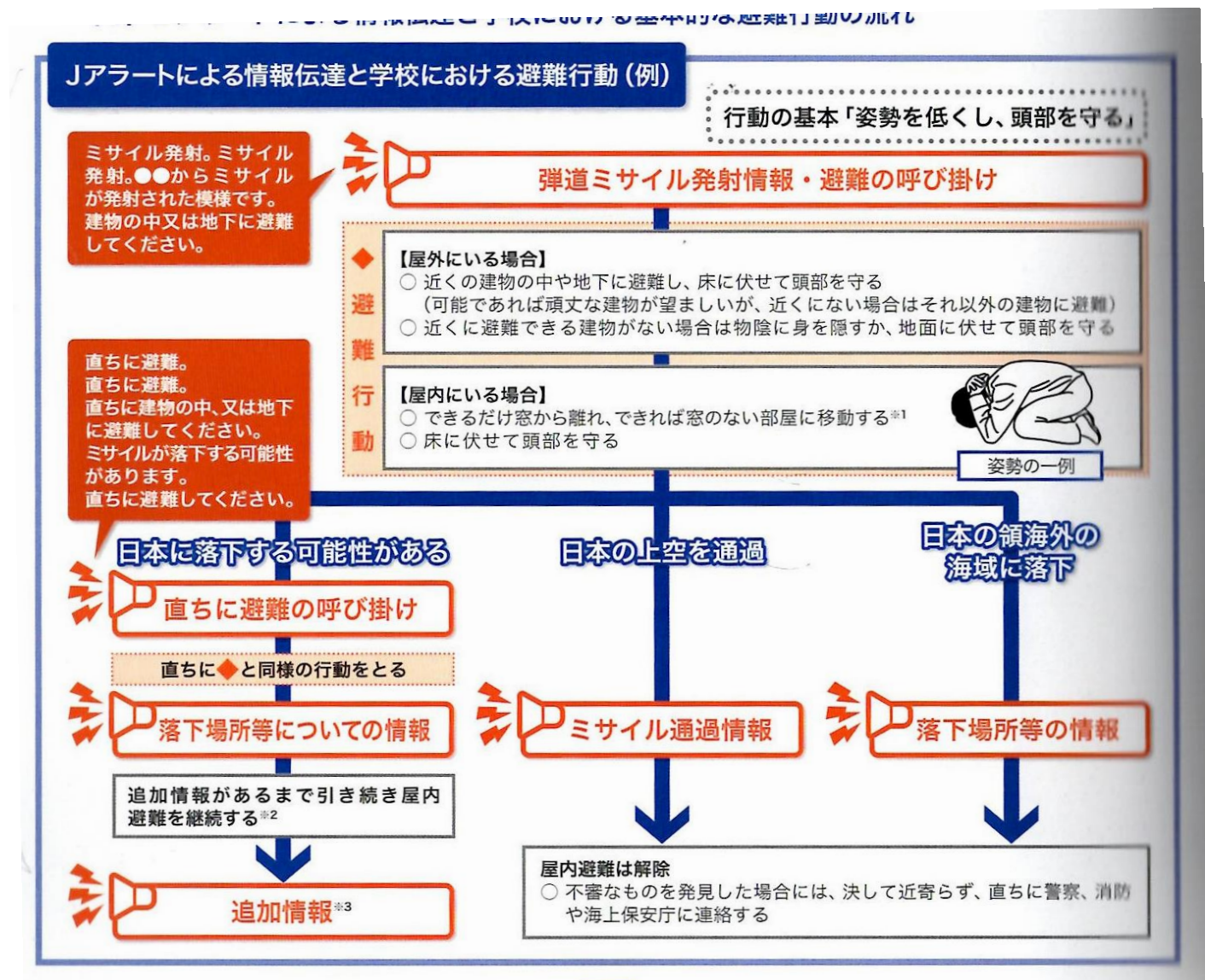
いじめにより児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の期間（年間30日程度）の欠席を余儀なくされている場合は「重大事態」として、直ちに津市教育委員会へ報告し、詳細な調査を実施する。

3. いじめの「解消」の判断基準

以下の2つの条件が満たされた状態を指す。判断は「いじめ対策委員会」で行い、解消後も継続的な見守りを行う。

- ・いじめ行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（面談等で確認）。

1 4 弾道ミサイル飛来に伴う対応



●学校にいる場合

【校舎内の対応例】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守る。

【校舎外の対応例】

校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

15 個人情報管理

(1) 個人情報の取扱について

- ①ファックス、メールのあて先は送付する前に必ず確認する。
- ②学校外に出す報告書等の公文書は、ペーパー・ファックス・メール等提出方法にかかわらず、すべて校長の決裁を受け発出する。
- ③学校の内外を問わず、個人情報や機密情報に関する内容の会話を不用意に交わさないようにする。（電話中の席近く、公共の乗物、飲食店での会話には注意する。）
- ④個人情報や機密情報が記載された資料を配布する際、取り扱い注意の表示を付け、その場にいない者への配布を避け、廃棄についての指示をする。
- ⑤個人情報を目的以外に内部で利用しない。また、目的以外に外部に提供しない。
- ⑥ホームページに情報を掲載する際には、内容を精査し、校長の決裁を受ける。
- ⑦個人情報や機密情報が記載された文書の裏面を会議用資料やメモ用紙として絶対使用しない。
- ⑧席を離れる際に、書類を開けたまま机上に放置しない。
- ⑨席を離れる際に、コンピュータの表示画面を必ず閉じる。
- ⑩「家庭環境調査票・保険証の写し・給食費等の振込状況」は、金庫に保管する。その他、個人情報や機密情報が記載された文書・書類は、鍵をかけて保管する。
- ⑪金庫に保管してある「家庭環境調査票・保険証の写し・給食費等の振込状況」を使用する場合は、校長の許可を得る。（校長不在の場合は、教頭に許可を得る。）
- ⑫帰宅時には、個人情報や機密情報が含まれた重要な文書及び電子媒体（F D・C D・USB等）は、鍵のかかる場所に保管し、その部屋は施錠するなど二重の措置を行う。
- ⑬やむを得ず、個人情報や機密情報が記された名簿や書類、パソコン、電子媒体を校外へ持ち出すときは、校長の許可を得る。また、それらが入ったカバンを車内に放置しない。
- ⑭コンピュータにはパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更する。
- ⑮コンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを常に最新の状態にする。
- ⑯コンピュータを廃棄する際は、情報が復元できないように消去する。
- ⑰個人情報や機密情報が含まれた電子媒体を廃棄する際には、情報が読み出せないようにしてから処分する。
- ⑱重要な文書の廃棄には、職員が立ち会うなど廃棄の確認を行う。

(2) 電子情報の取扱について

- ①電子メールのあて先は送付する前に必ず確認する。
- ②添付ファイルを送信する前に、その内容に間違いがないか確認する。
- ③添付ファイル付きのメールを送受信する場合に、ウイルススキャンをする。

- ④インターネットメールで重要なファイルを送信しない。
- ⑤ネットワークでデータを共有する場合、データにアクセス制限やパスワード等の設定をする。
- ⑥共有アカウントや共有パスワードを使用しない。パスワードは、想像しにくい組合せに設定し、定期的に変更するなど正しく管理する。
- ⑦個人情報等を含むデータを電子媒体に保存をする場合、それらの電子媒体に鍵をかけて保管し、第三者の持ち出しのできない状態にする。
- ⑧校長の許可を得ずに、個人のパソコンや電子媒体に保存されたデータを学校のパソコンや電子媒体に持ち込んだり、学校のパソコンや電子媒体に保存されたデータを外部へ持ち出したりしない。
- ⑨個人情報を含むデータは、サーバに保存し、パソコン内のHDDに残さない。パソコン内のHDDに保存した場合は、パソコンを鍵のかかる場所に保管する。
- ⑩常に机上有るパソコンにはワイヤーロック等盗難防止措置を施す。
- ⑪昼食時や長時間席を離れる際には、コンピュータの表示画面を必ず閉じる。
- ⑫パソコンにはウイルス対策ソフトがインストールされており、ウイルス定義ファイルは最新の状態に更新する。
- ⑬パソコンのOSの脆弱性対策措置（アップデート）を定期的に行う。
- ⑭必要のなくなった個人情報データは、速やかに廃棄・消去する。
- ⑮パソコン及び電子媒体を廃棄する際は、情報が復元できないように消去する。
- ⑯業務に関係のないソフトウェアを無断でインストールしない。
- ⑰サーバ等の情報システムを設置する施設に許可なく立入らない。

(3) 個人情報流失事故発生時の対応

- ①事態を把握した教職員は直ちに管理職に報告する。
- ②現場を保存する。
- ③無くなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。
- ④他に無くなっている文書、電子情報がないかどうかを確認する。
- ⑤無くなっている文書等を持ち出している教職員がいなかったかを確認する。
- ⑥盗難と判断したら直ちに警察へ通報する。
- ⑦教育委員会へ電話で第一報を報告する。
- ⑧口頭で報告した内容をメール又はファックスで教育委員会へ送信する。
- ⑨教育委員会と連携し次のような今後の対応を決める。
 - ・ 生徒及び保護者への説明を行う。
 - ・ 教育委員会の指導のもと、報道への公表を行う。
 - ・ P T A役員等に連絡し事実や対応の説明を行う。

- ・ 必要に応じPTA緊急役員会等を開催し、説明を行う。
- ・ 生徒へは、集会等で事実を説明する。
- ・ 不審な電話や不審者等に気をつけるよう指導する。
- ・ 何かあれば学校へ連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ・ 保護者へは、説明会や文書を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、不審電話等気をつけてほしいことのお願い等を伝える。
- ・ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

⑩児童の心のケアに努める。

⑪警察や教育委員会から今後の対応について助言を得る。

⑫個人情報保護に関する校内のルールを再確認し、徹底する。

⑬個人情報保護に関する研修を実施する。